

議 案 第 19 号

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築基準法及び同法施行令の改正に伴い、容積率の最高限度の緩和及び既存の建築物に対する制限の緩和をするため。

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年松戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第4項第6号中「ものの住宅」の次に「又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この号において「老人ホーム等」という。）」を、「部分（」の次に「エレベーターの昇降路の部分又は」を加え、「又は階段」を「若しくは階段」に改め、「建築物の住宅」の次に「及び老人ホーム等」を加え、同項第7号中「共同住宅」を「エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅」に、「又は階段」を「若しくは階段」に改める。

第8条第3項第1号中「において」の次に「エレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）」を加え、同項第2号中「増築前における」の次に「エレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の2第4項第6号の改正規定（「ものの住宅」の次に「又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この号において「老人ホーム等」という。）」を加える部分及び「建築物の住宅」の次に「及び老人ホーム等」を加える部分に限る。）は、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）の施行の日から施行する。